

茨城県環境放射線監視計画の一部改訂について (国指針の改訂に伴う測定局の一部廃止)

1 概要

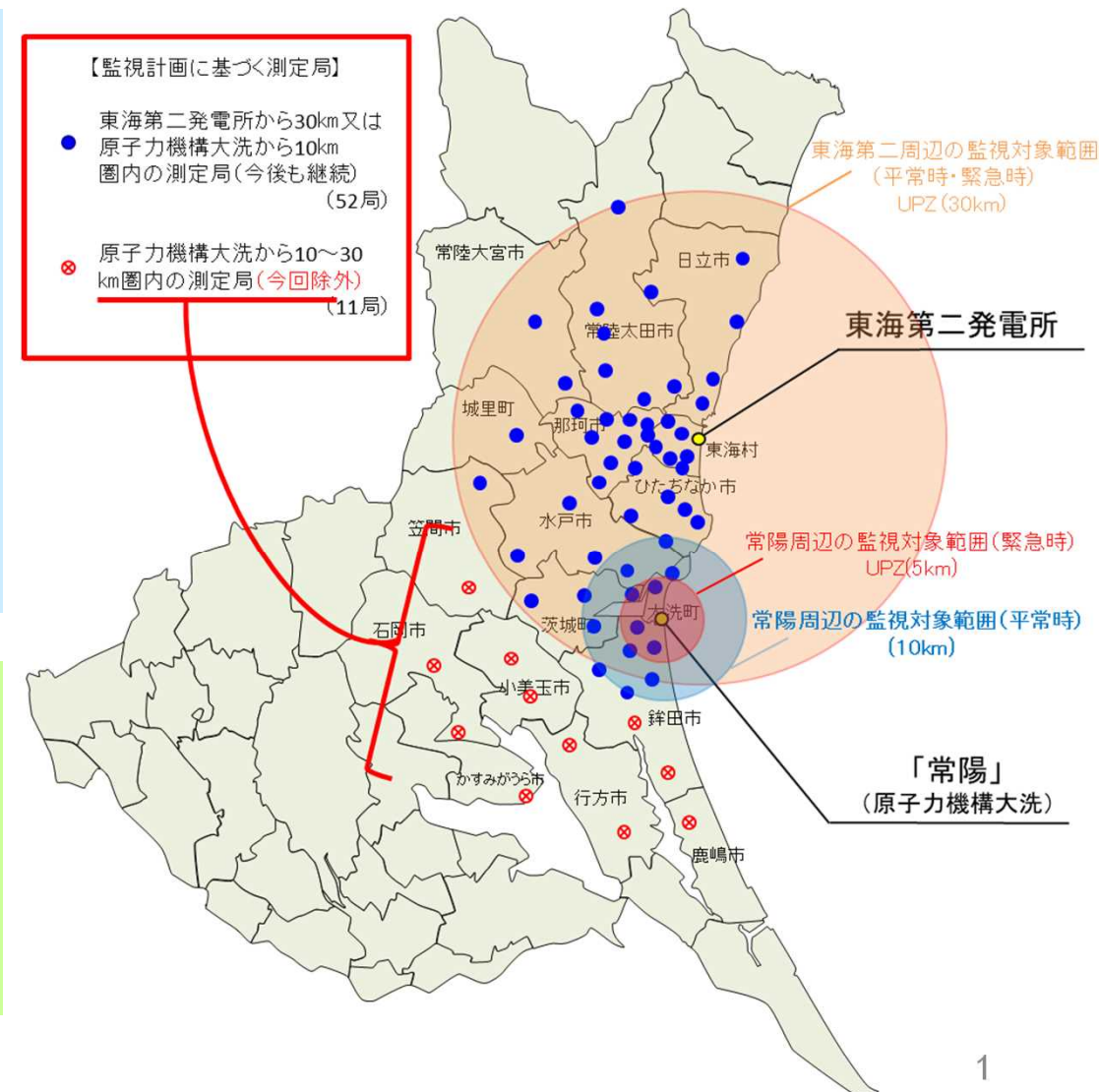
平常時における環境放射線の監視を目的として、測定局（県内全63局）を設置しているところですが、今般、平常時モニタリングに係る国指針※1の改訂に伴い、高速実験炉「常陽」周辺において新たに監視対象の範囲外となった11局の運用を廃止することとし、環境放射線監視計画を一部改訂したい。

なお、本件の内容については、調査部会において協議検討がなされ、同部会として了承をいただいております。

※1 平常時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）

2 廃止対象

- 「常陽」から概ね10km以遠に設置している測定局。
- ・ 柏原局、三村局（石岡市）
 - ・ 津賀局（鹿嶋市）
 - ・ 芹沢局、蔵川局（行方市）
 - ・ 堅倉局、川戸局（小美玉市）
 - ・ 下郷局（笠間市）
 - ・ 坂局（かすみがうら市）
 - ・ 鉾田局、大蔵局（鉾田市）



3 廃止理由

以下の理由から「常陽」周辺における測定対象範囲が施設から10km圏内と定まったため。

- 昨年度に国の平常時モニタリングに係る指針が改訂され、**試験研究炉周辺における空間放射線率の測定範囲が下記のとおり目的に応じて施設から5ないし10km圏内又はUPZ内とされたこと。**

目的	測定範囲※2
周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価	施設から10km圏内
原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価	施設から5km圏内
緊急事態が発生した場合への平常時からの備え	UPZ内

※2 国指針における測定範囲の考え方は、別紙参考のとおり。

- 「常陽」周辺における測定局については、震災後の平成23年度当時、「常陽」のUPZ範囲が明確となっていない状況において、国の方針に基づき東海第二発電所と同様に30km圏内に整備したが、その後「**常陽**」の**許可出力が下方変更(140MW→100MW)された※3**ことに伴い平成30年に「**常陽**」のUPZ範囲が5kmに確定した**こと。**

※3 現在、出力変更を含めた申請について原子力規制委員会で審査中

※ なお、今回の改訂は平常時モニタリングに係るものであり、原子力災害時に備えた緊急時モニタリング体制に変更はありません。

4 監視計画の改訂

資料No.2「茨城県環境放射線監視計画 改訂案に係る新旧対照表」のとおり。

5 適用時期

令和5年4月1日から適用。

【参考】国指針における測定範囲の考え方（指針抜粋）

目的1：周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価

- 測定範囲：施設から10km圏内
- 測定範囲の考え方

炉規法に基づく原子力施設の**設置許可申請書等においては、通常運転時に環境に放出される放射性物質によって施設周辺の公衆の受ける線量を評価するため、施設の特性に応じて、放射性希ガスからのγ線による実効線量が最大となる地点及び気体廃棄物中に含まれる放射性物質による実効線量（吸入摂取、経口（葉菜等及び牛乳）摂取に伴う内部被ばくによる実効線量）が最大となる地点を評価地点として設定している。当該地点が施設から10km圏内であることを踏まえ、周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価のために必要な平常時モニタリングについては、原子力施設から10km圏内を対象とし、この範囲内の適切な地点を選定し実施することとする。**（国指針P7）

目的2：原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価

- 測定範囲：施設から5km圏内
- 測定範囲の考え方

予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価のためには、施設寄与が顕著に現れる地点において放射性物質又は放射線の測定を実施することが重要である。そのため、炉規法に基づく原子力施設の**設置許可申請書等においては、通常運転時に環境に放出される放射性物質によって施設周辺の公衆の受ける線量を評価するため、施設の特性に応じて、放射性希ガスによる実効線量については最大の線量を与える地点を、放射性ヨウ素、粒子状の放射性物質等による実効線量については最大濃度を与える地点をそれぞれ評価地点として設定している。当該地点が施設から5km圏内に設定されていることを踏まえ、原子力施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出の早期検出及び周辺環境への影響評価のために必要な平常時モニタリングについては、原子力施設から5km圏内を対象とし、この範囲内の適切な地点を選定して実施することとする。**（国指針P8-9）

目的3：緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

- 測定範囲：UPZ内
- 測定範囲の考え方

緊急時モニタリングの結果を適切に評価するため、原子力施設の通常運転時の空間放射線量率（γ線）の水準及び環境試料中の放射性物質又はフッ化水素（UF₆を取り扱うウラン加工施設（UPZ設定を要する）のみ）の濃度の水準を把握しておく必要がある。ウラン加工施設（UPZ設定を要する）、プルトニウムを取り扱う加工施設及び再処理施設においては、空間放射線量率（中性子線）の水準も把握しておく必要がある。このため、**緊急時モニタリングを主に実施する範囲である原子力災害対策重点区域を考慮し、それぞれの原子力施設のPAZ及びUPZ内を対象として、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えのために必要な平常時モニタリングを実施することとする。**（国指針P11）